

議事日程(第2号)

令和8年2月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第24号 対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する  
条例
- 日程第2 議案第25号 対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第3 議案第26号 対馬市防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第27号 公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第5 議案第28号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第6 議案第29号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第30号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第8 議案第31号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第32号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第33号 対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定につい  
て
- 日程第14 議案第37号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(根  
緒原陽地区)
- 日程第15 議案第38号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(土  
寄地区)
- 日程第16 議案第39号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(水  
崎地区)
- 日程第17 議案第40号 第3次対馬市総合計画について

- 日程第18 議案第41号 対馬市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第19 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第20 議案第43号 友好都市の提携について
- 日程第21 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 請願第1号 対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第24号 対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 日程第2 議案第25号 対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第26号 対馬市防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第27号 公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第28号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第29号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第30号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第31号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第32号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第33号 対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第35号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第36号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第37号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（緒原陽地区）
- 日程第15 議案第38号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（土

寄地区)

- 日程第16 議案第39号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(水崎地区)
- 日程第17 議案第40号 第3次対馬市総合計画について
- 日程第18 議案第41号 対馬市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第19 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第20 議案第43号 友好都市の提携について
- 日程第21 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 請願第1号 対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書

---

出席議員(17名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 針谷 広己君  | 2番 吉野 元君   |
| 3番 諸松瀬里奈君  | 4番 東 圭一君   |
| 5番 内山 吉寿君  | 6番 佐伯 達也君  |
| 7番 安田 壽和君  | 8番 糸瀬 雅之君  |
| 9番 陶山荘太郎君  | 10番 坂本 充弘君 |
| 11番 脇本 啓喜君 | 12番 黒田 昭雄君 |
| 13番 波田 政和君 | 14番 上野洋次郎君 |
| 15番 大浦 孝司君 | 16番 島居 真吾君 |
| 17番 春田 新一君 |            |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 志賀 慶二君 | 次長 | 藤原 亘宏君 |
| 係長 | 平山 公年君 | 係長 | 小島 亮君  |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	糸瀬 英俊君
総務部長	庄司 克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	藤田 浩徳君
観光推進部長	平間 博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原 立也君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	原田 武茂君
水道局長	桐谷 和孝君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	日高 勝也君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	神宮 秀幸君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

---

午前10時00分開議

○議長（春田 新一君） おはようございます。

ただいまから、議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第24号**

**日程第2. 議案第25号**

○議長（春田 新一君） 日程第1、議案第24号、対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例及び日程第2、議案第25号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を

改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、阿比留忠明君。

○市民生活部長（阿比留 忠明君） ただいま一括議題となりました議案第24号及び第25号につきましては、市民生活部の所管でありますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は7ページをお願いいたします。

初めに、議案第24号、対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例でございますが、平成28年1月から個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの発行が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードは平成27年12月をもって発行が終了いたしました。この住基カードの有効期限は発行から10年であり、全ての住基カードは令和7年12月までに失効、無効となったため、本条例を廃止するものです。

次に、議案第25号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございますが、議案書は9ページ、新旧対照表は2ページから3ページをお願いいたします。

今回の改正は、先ほど議案第24号で御説明いたしました対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴い、住基カードに印鑑登録証の利用情報を記録することができなくなり、有効な住基カードが存在しなくなったため、所要の改正を行うものでございます。具体的には、第3条第2項、印鑑の登録申請の例外規定、第8条の2、印鑑登録証の交付の特例規定、第14条の2、印鑑登録証明の申請の特例規定を削除いたします。

また、附則で施行期日を公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第24号、対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第26号

### 日程第4. 議案第27号

○議長（春田 新一君） 日程第3、議案第26号、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第27号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま一括議題となりました議案第26号、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第27号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第26号、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案書は11ページ、新旧対照表は4ページをお願いいたします。

今回の改正は、防災会議の委員構成の見直しを行い、今後の本市組織体制の変動や多様化する防災課題に、的確かつ柔軟に対応できる体制を整備するため、条例第3条の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第5項に新たに第8号及び第9号を加え、自主防災組織を構成する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者を委員として任命できるよう、規定を整備するものであります。これにより、地域防災力の向上及び専門的知見の活用を図り、防災会議の実効性の確保につなげるものであります。

また、これまで各号ごとに定めていた委員定数の規定を削除し、委員定数を設けない方式へ見直すものであります。本市においては、副市長2名体制への移行及び新たな部の設置に伴い、第

4号委員、すなわち市長部局内の職員の委員定数についても見直しが必要な状況となっております。

しかしながら、各号別に固定的な定数を設ける方式では、今後の組織改編や行政課題の変化に応じた機動的な委員構成の確保が困難となるおそれがあります。また、県内他市の状況を見ましても、総数のみを規定する方式や定数を設けない柔軟な運用が広く採用されております。

これらの状況も踏まえ、本市においても委員定数を設けない方式へ見直すことにより、組織体制の変動及び多様化する防災課題に対応した、柔軟かつ機動的な委員選任を可能とすることが適当であると判断したものであります。

なお、附則で施行期日を令和8年4月1日としております。

次に、議案第27号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、議案書は13ページ、新旧対照表は5ページをお願いいたします。

今回の改正は、非常勤職員、各会計年度任用職員として任用している島おこし協働隊について、現行条例では団体への派遣が認められていないため、多様化する地域のニーズに対応するため、雇用形態を拡充し団体への派遣が認められるよう所要の改正を行うものです。

なお、関連する規則の一部についても所要の改正を併せて行うこととしております。

また、島おこし協働隊を団体委託型、個人委託型と雇用形態を拡充するため、対馬市島おこし協働隊設置要綱についても所要の改正を行い、附則といたしまして令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） 改正の内容で、追加されている（8）の自主防災組織を入れるということで書いてありますが、現在、対馬島内で自主防災組織が何団体ぐらい設置されているかお尋ねいたします。

○議長（春田 新一君） 総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） お答えいたします。

令和7年8月1日現在でございますが、自主防災組織は23団体登録されております。

○議長（春田 新一君） 7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） ありがとうございます。180行政区等がありつつ、まだ23団体しかできていないというような状況ですので、市のほうも今後、市民の安心安全を守るためには地域の自主防災組織を組織し、高齢者等、子どもたち、安心に避難等ができるような体制を、

できれば市のほうから各自治会へのお願いへ、今もやってあるとは思いますが、もうちょっと積極的にやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 地域の防災力を上げるために、この防災会議の中の構成員として上げるのは十分に理解できますけども、やはり防災会議の中に入れると同時に、機動力のある職員というか、その機動性を持たせないと、地域に出向いて自主防災組織の構成とか、そういう指導をやっていただくような体系にしないと、この事業は進まないと思いますので、そこら辺も含めて今後検討をお願いします。

以上です。

○議長（春田 新一君） 答弁ありませんか。

ほかにありませんか。2番、吉野元君。

○議員（2番 吉野 元君） 島おこし協働隊の公益的法人等への派遣についてお尋ねします。

この公益的法人等というところの定義について、既にもうあらかじめ決まっているのか、あるいは今後検討されるのかお尋ねします。

○議長（春田 新一君） しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） お答えいたします。

今回の条例改正は、職員を派遣するに当たって、今の協働隊の身分が臨時職員ということで、現行条例ではいわゆる正規職員しか外部への派遣ができないというところで、まず島おこし協働隊を外部派遣できるようにということで、条例改正をいたします。

その条例に基づいての規則のほうで、派遣先が一応定められておりまして、読み上げます。対馬栽培漁業振興公社、対馬観光物産協会、対馬市農業振興公社、対馬地域商社、対馬市国際交流協会、対馬市社会福祉協議会とこちらに一応限定はされております。

なので派遣する場合は、今のところ4月から今の団体が派遣先というふうに限定される形にはなりますけど、それ以外の団体の場合は、委託という形で協働隊の採用ができるように、そういうふうに協働隊の設置要綱を改正しておりますので、そちらで対応したいと思っております。

○議長（春田 新一君） いいですか。

○議員（2番 吉野 元君） はい。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） おはようございます。ちょっと公益的法人について再度確認したいんですが、今、しまづくり推進部長が言われるように、何か所かありましたよね。その法人は公益的法人と認定してるんですか。

○議長（春田 新一君） どちらですか、総務ですか。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） お答えいたします。

一応、規則のほうでは定めておりますけれども、認定をしているかどうかという詳しい経緯までは、ちょっと今のところ手持ちがございませんので、後ほど詳しい内容をお伝えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） すみません、急に振りまして。これまでも公益的という言葉が幾つも出たと思うんですよね。そういう中で、この一部だけを改正する以上は、公益的という言葉そのものが大事なんですよね。だから、我々も所管委員会であちこち調査をしたときに、はてなと思うところがたくさんありましたので、この辺を明確に、どの段階かで早急にお願いしたいなど提案しておきますので、よろしく申し上げます。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 今、総務部長のほうから後ほどということですが、これは一括採決を予定されているんですが、後ほどでよろしいんでしょうか、公益的法人の定義について。今、本庁にでも連絡を取って、どういうふうな定義になっているのか、送ってもらう必要はありますか。後ほどでよろしいですか。一括採決を予定されていますが。

○議長（春田 新一君） 総務部長、すぐできます。

○議員（11番 脇本 啓喜君） ほかのことをせずに、その間に送ってもらってもいいじゃないですか。ほかの審議をしておいて。

○議長（春田 新一君） それでいいですか。休憩のときに送ってもらう。今できるなら今でいいですけど。今で。それでいいですか。そのようにします。

○議員（11番 脇本 啓喜君） じゃあ、採決は後にしてください。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。議案第26号は後ほど採決ということになります。

（「27号」と呼ぶ者あり）議案第27号ですね、失礼しました。

それでは、対馬市防災会議条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5. 議案第28号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第5、議案第28号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました議案第28号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は15ページ、新旧対照表は6ページから7ページでございます。

現在、自動販売機の設置に係る使用料につきましては、対馬市行政財産における自動販売機設置取扱要綱に基づき、運用を行っております。

しかしながら、地方自治法第228条第1項の定めるところによりますと、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされております。

今回の改正は、自動販売機の設置に係る使用料について、法の趣旨に則った適正な運用を図るため、本条例において新たに条項を定め、使用料の徴収を行うものでございます。改正内容でございますが、第8条第1項第2号中、土地の次に「及び建物」を追加し、併せて別表第2の表に自動販売機の項と同表備考に関連する2号を追加するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） この条例によりますと、一律同じ値段だということになっていると思うんですが、市場を考えると、たくさん売れるところは高い使用料をとって、それほどでもないところは値段を下げるというのが市場原理だと思うんですが、このたくさん売れるところも、それからそうでないところも、同じ値段にするという理由をお聞かせください。

○議長（春田 新一君） 総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） 今回の使用料につきましては、あくまでも土地の使用料でございまして、売上げで判断するものではなく、土地の評価額等を基にして使用料を定めるものでございますので、一律としております。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 土地の評価額を基準にということですが、どういうところを今貸出しをしていて、そしてその土地の評価額は幾らなのかという資料はございますか。

それと、今こういうことを言っているのは、国際ターミナルの広告料についても、比田勝と巖原は違った値段になっているはずなんですね。そういったことをやっているのに、この件については一律だというのは、少しダブルスタンダードなような気がします。対馬市としてどういった理由で同じ値段、どういったことで違う値段に設定しているのか、そのあたり分かる範囲で結構です。答弁をお願いします。

○議長（春田 新一君） 脇本議員に申し上げます。委員会付託になってますので、また委員会でもゆっくりもんでいただければいいと思います。今、言われたところありますか、資料は。（発言する者あり）なければ、委員会でもた。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第28号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第6. 議案第29号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第6、議案第29号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました議案第29号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は17ページ、新旧対照表は8ページから9ページでございます。

今回の改正は、かねてより美津島町大山地区に建設中でございました、対馬市大山地区集会施設の完成に伴う所要の改正でございます。

改正の主な内容は、第2条の表に、対馬市大山地区集会施設の項を追加するものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしており、併せて対馬市生活館条例の一部を改正し、第2条の表から大山生活館の項を削るものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） 失礼します。ここの新旧対照表の中に、改正案の中に、位置というところがあって、248地先埋立地とありますが、これは地番が抜けてはないのでしょうか。そこだけ確認したいんですけど、また後で訂正とかならないうちに。

○議長（春田 新一君） いいですか。（発言する者あり）総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） 申し訳ございません。確認をさせていただきます。修正等によろしいですかね。確認させていただきます。

○議長（春田 新一君） よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。これから……。

8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 採決じゃないでしょう。確認中に、もうやっていますから、これは先ほど一緒に、後で採決に回すということで、じゃないんですか。

○議長（春田 新一君） 時間かかるちゃろ。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） 失礼します。先ほど指摘がございましたように、番地が抜けております。248番地先が正でございます。

○議長（春田 新一君） 議案の訂正でよろしいでしょうか。

○議員（11番 脇本 啓喜君） はい。手続きはそれでいいんですか、口頭だけで。

○議長（春田 新一君） 皆様がよければいいんですけど。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 手続きは口頭だけでいいんですか。（「後で文書でいただきます。その正誤表みたいなものですけど。よろしいですか」と呼ぶ者あり）

いいから、それでオーケーと言えればいいんですね。

○議長（春田 新一君） それでいいですか。

○議員（11番 脇本 啓喜君） はい。

○議長（春田 新一君） それでは、これから討論、採決を行います。

議案第29号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認めます。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第30号

○議長（春田 新一君） 日程第7、議案第30号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） ただいま議題となりました議案第30号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書は19ページ、新旧対照表は10ページから11ページをお願いします。

今回の改正は、市内路線バス運行の効率化を図るため、現在、美津島町尾崎から同難知宮前まで児童生徒の皆さんが利用されているスクールバスに、一般の方が混乗できるように見直しを行うことから、スクールバス混乗路線として、条例第4条第2項に難知・尾崎線を加えるものでございます。

運行区間は、尾崎から対馬病院の間で、現在、対馬交通株式会社が運行する同区間の路線は、令和8年3月末で廃止となります。料金につきましては、現行路線と同額で設定しております。

なお、附則といたしまして、施行日を令和8年4月1日としております。

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第30号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第31号

#### 日程第9. 議案第32号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第8、議案第31号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第32号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま一括議題となりました議案第31号及び第32号につきましては、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

なお、本条例改正につきましては、内容の修正を伴い御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今回の条例改正では、鶏鳴幼稚園を含んだ条例改正を予定しておりましたが、統合推進計画に伴う地区説明会を失念しており、地区との合意形成が不十分でございました。その結果、条例改正を一部修正させていただきました。今後におきましては、十分な説明を行い、御理解をいただくよう改めて取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

では、改めまして議案の説明に入らせていただきます。

初めに、議案第31号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和9年4月から美津島町の対馬市立今里小学校を鶏鳴小学校へ、また同じく美津島町の対馬市立美津島北部小学校を豊玉小学校へ統合することにつきまして、保護者の同意並びに関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正を行うものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第1の1、小学校の表中、対馬市立今里小学校の項及び対馬市立美津島北部小学校の項を削るものでございます。このことにより、令和9年度における学校数は、小学校12校、中学校10校となります。今後につきましては、児童の交流事業等を

行いながら、スムーズな統合ができるように努めてまいります。

なお、附則で、施行期日を令和9年4月1日としております。

次に、議案第32号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の13ページをお願いいたします。

今回の改正は、学校の統廃合により、令和8年3月末で廃校となります。厳原町の豆酩小学校体育館につきまして、地区関係者の皆様より、社会体育施設として活用したいとの要望がございましたので、所要の改正を行うものでございます。条例の改正部分でございますが、別表第1中、対馬市日新館武道場の項の次に、対馬市豆酩体育館、対馬市厳原町豆酩626番地を加えるものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和8年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから、2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 細かいかもしれませんが、冒頭おわびがあったにもかかわらず、学校数の中で幼稚園の園数、これ学校教育法で学校ですから、校数を言うべきだと思いますが、そのあたり認識はどういう認識でしょう。最初におわびをしたのに、そこが抜けているというのは、どうしてかなというふうに私は思いますが。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。特に、故意的に幼稚園のほうを入れていないというわけではございませんで、これまでの説明においても、小学校、中学校の校数で説明してまいりましたので、同じような形に説明させていただきました。

今後につきましては、その分についても、また説明の折には入れるなどの形を考えさせていただきたいと思っております。

○議長（春田 新一君） よろしいですか。

はい。ほかにありませんか。12番、黒田昭雄君。

○議員（12番 黒田 昭雄君） 昨日からちょっとお時間を取っていただいて、本当に恐縮をしております。この統合という部分で、昨日、統合推進計画に則ってという部分で、市長と教育長の質問をさせていただいたわけなんですけども、その昨日の答弁は、教育長のほうが、第3問目、非常に大事な質問であったにもかかわらず、○○○○○○○○○○○○○○○○答弁をされてましたので、もう一回ちょっと質問させていただきたいと思っております。

一応この3問目というのは、公正な選定方法を問うたわけですけれども。（「これと違うでし

ようが」と呼ぶ者あり) 違う、いいじゃないですか。

○議長(春田 新一君) 幼稚園については違いますので、学校教育ですから。

○議員(12番 黒田 昭雄君) いいじゃないですか。取り消した話が出るわけだから、いいじゃないですか、ここで話しても。

○議長(春田 新一君) いやいや、それはちょっと。議案についてちょっとずれてますので、その部分は除いてください。

○議員(12番 黒田 昭雄君) ずれてないよね。何もずれてないじゃないですか。今、おわびしていたじゃないですか。

○議長(春田 新一君) 小学校の統合についての議案です。

○議員(12番 黒田 昭雄君) いや、今、おわびしていたじゃないですか、しっかり。

○議長(春田 新一君) そのおわびについての部分も。

○議員(12番 黒田 昭雄君) おわびしていた話の内容のことを問うているわけです。

○議長(春田 新一君) おわびを議案の中でした……。

○議員(12番 黒田 昭雄君) そこまで議長が止める必要がないんじゃないですか。(「議長、判断してください」と呼ぶ者あり)

○議長(春田 新一君) それはやはり、昨日も黒田議員さん一生懸命やられましたけど、この部分にはちょっと違いますので、議案が違いますので……。

○議員(12番 黒田 昭雄君) そんなに職権を……。

○議長(春田 新一君) 昨日のことをおわびされたのは、最初は教育部長でしたが、この議案については学校施設ですので、ちょっと違うと思います。

○議員(12番 黒田 昭雄君) 幼稚園は学校ですけどね。

○議長(春田 新一君) 学校ですけど、統合ですから、学校の。

(「議題と違うちゅうことですね」「暫時休憩したほうがいいんじゃないですか。こんな話しててもいいんですか、これテレビで」と呼ぶ者あり) 学校の統合についてなのであればいいですよ。

○議員(12番 黒田 昭雄君) 学校じゃないですか、幼稚園も。(「幼稚園の議題も上がってないんですよ」と呼ぶ者あり)

○議長(春田 新一君) 議題が上がってないじゃないですか。

○議員(12番 黒田 昭雄君) おわびしたじゃないですか。おわびした話をしたいんです。

○議長(春田 新一君) それは昨日のおわびをしましたと。あなたの説明に対しておわびをしましたという、質問に対しておわびをしましたということで、私は理解をします。

○議員(12番 黒田 昭雄君) そんな議長の職権をここで働かすのおかしいんじゃないですかね。(「暫時休憩したらいい」と呼ぶ者あり) 昨日答えてないことを……。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

-----  
午前10時48分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

ほかにありませんか。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 説明してください。議長が今何を話をしたのかを。そうじゃないと、市民が分からないじゃないですか。再開した時に、再開させてください。

○議長（春田 新一君） ただいまの黒田議員からの質問に対して、私のほうは議案第31号の対馬市立学校教育の条例ですので、鶏鳴幼稚園とは違いますということで打ち切りました。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。（「2件、32号は」と呼ぶ者あり）

2件の委員会を付託を省略しますということです。（「質疑」と呼ぶ者あり）省略しますということです。（発言する者あり）省略します。（「次は質疑」と呼ぶ者あり）質疑は終わりましたけど、あります何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。2件は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第31号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第33号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第10、議案第33号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま議題となりました議案第33号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

新旧対照表は14ページから15ページでございます。

まず、今回条例の改正を行う理由でございますが、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を踏まえ、修正されました国の防災基本計画の内容を受け、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第14条火入れの中止項目において、現行の強風注意報、火災警報及び特別警報が発令された時に加え、乾燥注意報、林野火災注意報、林野火災警報を新たに追加するものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第33号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 1 1. 議案第 3 4 号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第 1 1、議案第 3 4 号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） ただいま議題となりました議案第 3 4 号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

新旧対照表の 1 6 ページをお願いいたします。

今回の改正は、整備を進めてまいりましたあそうベイパーク整備事業におきまして、新しいキャンプ場管理棟が完成しましたので、そのキャンプ施設の使用料の改定をお願いするものであります。

あわせて施設の老朽化が著しく、休止をしておりました巖原町内山地区に設置しております鮎もどし自然公園のキャンプ場の施設使用料の削除をお願いするものでございます。

主な改正内容ですが、別表第 2、鮎もどし自然公園のキャンプ場施設としての機能廃止に伴う、使用料区分を全て削除いたします。

続きまして、1 7 ページをお願いします。

あそうベイパークに係る部分ですが、温水シャワー、ランドリー機能などを有する高機能なキャンプ場管理棟の整備に伴いまして、上段部分からですが、テント（6 人用・高規格）の使用料につきましては、変更はございません。3 段目、4 段目のフリーサイト、オートサイト電源付きの使用料を温水シャワー、ランドリー使用料を含めた中で現行の使用料の約 2 倍の 3, 0 0 0 円と 4, 0 0 0 円に改正するものであります。

また、午前 9 時から午後 4 時までの間、使用するデイキャンプの使用料区分を新たに追加し、サイト使用料の 6 0 %としております。

そのほかに、温水シャワー、ランドリーの単独の使用料の設定、手ぶらキャンプでも楽しめるため、焚火台、タープなどの貸し出し備品の使用料、キャンプを楽しんだ後のごみについては、ごみステーションを整備していますので、対馬市の 4 5 リットルごみ袋 1 袋 1 0 0 円で設定をしております。



いうのも、私の中ではこの黒田議員の発言は許しがたい発言であったと思いますが、ここで議長の方の判断ですが、謝罪等を私は求めたいと思いますが、どうでしょうか。議長。

○議長（春田 新一君） 12番、黒田昭雄議員。

○議員（12番 黒田 昭雄君） 弁明という形ではないんですけども、まず私が質疑をしておけば、○○○○○○○○○○というの十分分かると思うんですよ。私は昨日、3回目の質問においては、まず教育長が「厳原幼稚園だけ残しますと言ったら反対ではないですか。それと鶏鳴幼稚園の人、申し訳ないけど幼稚園に行きたい人は厳原に行ってください」と、この発言に対して教育長も許される発言ではないとおっしゃったんですよ。丁寧に説明を尽くしていきますというその答弁が2問目であったんですけども。だから、私3問目で、ならば丁寧な説明をしていくんだったら公正な選定方法をしていきませんかと問うたわけですけども、そこで教育長は全外的外れなんですね。私は、統合自体反対してないのに、一定数の児童がいないと云々くんぬんと言って、私が求めたのは保護者説明会がすごく短絡的な説明しかなされなかったもので、その私の提案として学校教育課長が教育のプロだから、そういった専門的な知見を最大限に発揮して、真に園児の教育のためと誰もが認めるような公正なプロセス、それを考えませんか。納得性の高い選定方法にどのように構築していくのかということ問うたわけですけども、それがその全外的外れな、こんなことは一切答えなかったの今回、私ももう一回質疑させてもらおうと思った次第なんですけども。

これこういった、ちょっと言い過ぎな発言やったかもしれんけども、本当に的外れな発言をされたので、私ども質疑3回しかできないから、もう次に答えようはなかったのでもう黙っておいたわけですけども、そういった次第であります。

もし、これが議会で言うというか、世間というか、慣例上言うていけない言葉であれば、それは認めて謝罪をしたいと思います。それがそういう言葉であればですね。それは調べてください。

○議長（春田 新一君） 黒田議員のはそこで終わらして、今の糸瀬議員が求めているのは、その失礼な言葉があったから、そこをどうするのか、その言葉を私としては訂正ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。（「わかりました。いいですよ」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。糸瀬議員。それでよろしいですか。8番、糸瀬雅之議員。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 今、いろいろと言いつを言われていましたけども、私はただ教育長に対する言葉をしっかりと、教育長がちょっと認識、答弁の内容が違っていたということは理解ができなかったでいいわけですよ。ですから、そういった○○○○○○○○○○というの全外的外れな私は答えじゃないかと思いますが、（発言する者あり）先ほど、そのように議長の判断でお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 分かりました。では、そういうことで訂正をさせていただきます。

---

### 日程第12. 議案第35号

○議長（春田 新一君） それでは、日程第12、議案第35号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） ただいま議題となりました議案第35号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部所管でございますので提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書29ページから30ページ、新旧対照表は19ページから21ページでございます。新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、近年のサウナブームを背景に従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性を踏まえその特性に応じた内容となるよう所要の見直しを行うものです。

また、令和6年1月1日に発生した石川県輪島市の大規模火災を受けて、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記することとされる通知が総務省消防庁予防課長から発出されました。これに伴い、本市火災予防条例の一部を改正する改正を行おうとするものでございます。

まず、第7条の2の見出し中、サウナ設備を一般サウナ設備に改め、同条第1項中サウナ室に設ける放熱設備を一般サウナ設備、第1項、第2号、第2項中のサウナ設備を一般サウナ設備に改め、同条を第7条の3として、第7条の2に簡易サウナ設備を新設するものです。この簡易サウナ設備の定義はテント型サウナ室、または円筒形でありかつ木製のバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外、その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ薪または電気を熱源とするものです。

なお、同条第1項、第2項で位置、構造等の基準を定めています。

次に、第29条の7は住宅における火災の予防を推進するため、同条第1項、第1号中、住宅用防災機器の次に感震ブレーカーを加えることとしました。さらに、第44条、火を使用する設備等の設置の届出で第6号の次に第6号の2、簡易サウナ設備を加え、第7号中サウナ設備を一般サウナ設備に改めるものです。

なお、附則で施行期日につきましては、令和8年3月31日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第35号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第36号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第13、議案第36号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました議案第36号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は、31ページをお開きください。

本案は、先ほど議案第29号で可決いただきました対馬市大山地区集会施設の管理運営につきまして、市内各地区において管理していただいている各集会施設と同様に大山地区に管理をお願いしようとするものでございます。

なお、根拠法令は地方自治法第240の2第6項でございます。

指定の期間でございますが、現在同地区にあります大山生活館の用途を廃止することから、当施設の指定管理期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

また、先ほど議案第29号で御指摘のありました所在地番につきまして、本議案についても誤りがございます。正しくは対馬市美津島町大山248番地先埋立地でございますので、修正をさ

せていただきたいと思います。申し訳ございません。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第36号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第37号

#### 日程第15. 議案第38号

#### 日程第16. 議案第39号

○議長（春田 新一君） 日程第14、議案第37号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒原陽地区）から、日程第16、議案第39号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（水崎地区）の3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま一括議題となりました議案第37号、議案第38号及び議案第39号につきまして、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本3議案は、いずれもあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

まず初めに、議案第37号、根緒原陽地区でございますが、議案書の33ページをお願いいたします。

本件は、対馬市が事業主体で施工しました根緒漁港整備事業に伴い漁港施設として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町根緒字根緒原陽に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、35ページの位置図に埋立区域として示している部分、また埋立区域の形状及び用途につきましては36ページの字図、37ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は、図面の表示のとおり対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12地先で、面積が189.23平方メートルの土地でございます。

次に、議案第38号、土寄地区でございますが、議案書の39ページをお願いいたします。

本件は、対馬市が事業主体で施工しました根緒漁港整備事業に伴い、漁港施設として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町尾崎字土寄に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、41ページの位置図に埋立区域として示している部分、また埋立区域の形状及び用途につきましては42ページの字図、43ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は、図面の表示のとおり対馬市美津島町尾崎字土寄124番1から124番5に至る地先で、面積が2,938.93平方メートルの土地でございます。

次に、議案第39号、水崎地区でございますが、議案書の45ページをお願いいたします。

本件は、旧美津島町が事業主体で施工しました尾崎漁港改修事業に伴い、漁港施設として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市美津島町尾崎字水崎に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、47ページの位置図に埋立区域として示している部分、また埋立区域の形状及び用途につきましては48ページの字図、49ページの求積図に着色表示している部分でございます。

なお、今回新たに生じた土地は図面の表示のとおり、対馬市美津島町尾崎字水崎517番7地先で、面積が657.86平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号、議案第38号及び議案第39号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件については、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに、討論、採決を行います。

まず、議案第37号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（根緒原陽地区）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（土寄地区）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更（水崎地区）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第40号

○議長（春田 新一君） 日程第17、議案第40号、第3次対馬市総合計画についてを議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） ただいま議題となりました議案第40号、第3次対馬市総合計画の提案理由の御説明の前に、別冊の第3次対馬市総合計画の修正をお願いいたします。

修正の内容につきましては、本日お配りしております正誤表のとおりでございます。本日タブレット上におきましては、読み替えていただくということで御了承いただければと思います。お手数をおかけして申し訳ございません。

それでは、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は51ページでございます。

現行の第2次対馬市総合計画及び第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度末で計画期間の終期を迎えるに当たり、次期総合計画と総合戦略を一体化した第3次対馬市総合計画を別冊のとおり策定することにつきまして、対馬市市民基本条例第15条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別冊の第3次対馬市総合計画をお願いいたします。

概略となりますが、計画の内容について御説明いたします。

1ページから10ページにつきましては、第1章「序論」として本計画の見方、使い方、実施体制、計画の位置づけと期間、対馬の魅力、未来に残したい対馬の豊かさ、SDGsについて記載しております。

本計画は、対馬市の全分野別計画の最上位の計画として「構想」と「戦略」で構成し、「構想」において10年後の目標を掲げ、中長期的なしまづくりテーマと目指す姿を示した上で、構想に基づく「戦略」において、まずは5年後の目標を設定し前期5年間で特に力を入れて挑戦する方針や継続的に進めていく方針を示し、5年後にはその進捗を評価し軌道修正を加えた後期5年間の戦略を決定することとしております。

11ページからが、「構想」についての記載となっております。

構想の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間となります。

現行の第2次対馬市総合計画における「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」という4つの挑戦を本計画において、ひと、なりわい、つながり、ふるさとの4つのテーマとして位置づけ、10年後の目標、「心豊かに暮らし続けられる共創・自立・循環の宝の島対馬」を掲げ、目標人口を2万3,000人とし、4つのテーマごとに目指す姿を示しております。

21ページにその全体図を掲載し、22ページから31ページにかけて、目指す姿ごとに現状における課題やその解決に向けた取組・成果指標などを示しております。

33ページから「戦略」についての記載となっております。

戦略の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

対馬市が10年後に目指す共創・自立・循環の宝の島への道のりにおいて、最初の5年間でわくわくと可能性が広がる未来を育てる行動が展開されているという目標を掲げ、4つのテーマごとの5年後の未来とそのための方針を示しております。

37ページから44ページにかけて、テーマ「ひと」に関する対馬を盛り上げようとする元気な市民、若者が増えているという目指す未来とその実現に向けたしまづくりに関与する人材の確保と育成、子育てと子どもの育ちがしやすい環境づくり、ミドルシニア層が活躍し続ける環境づくりという3つの方針を掲げ、その方針ごとに特に力を入れて挑戦する攻めの方針とこれまでの施策の維持など持続性を重視する守りの方針を示しております。

45ページから51ページにかけて、テーマ「なりわい」に関する多様な働き方が浸透しているという目指す未来とその実現に向けた産業構造の変革と維持、仕事づくりの挑戦を支える、新たな働き方を生むという3つの方針を掲げ、その方針ごとに特に力を入れて挑戦する攻めの方針とこれまでの施策の維持など持続性を重視する守りの方針を示しております。

52ページから62ページにかけて、テーマ「つながり」に関する「つながりと便利な生活環境、機会がある」という目指す未来とその実現に向けた「地域交通の再編維持と新たな展開」、「公共施設の再編維持と活用」、「集落機能の再編検討」、「危機管理と防災機能の維持」、「コミュニティ再編と新たな展開」という5つの方針を掲げ、その方針ごとに攻めの方針と守りの方針を示しております。

63ページから72ページにかけて、テーマ「ふるさと」に関する「島の豊かさが市民の誇りと自慢になり、市内外から注目されている」という目指す未来とその実現に向けた「里地・里山・里海の保全」、「歴史文化の活用と保全」、「宝磨きと地域の自慢」、「住まいの確保」という4つの方針を掲げ、その方針ごとに攻めの方針と守りの方針を示しております。

73ページからは資料編となっております、SDGsとの関連表、モニタリング指標一覧、市民のしまづくり満足度アンケート調査の結果、計画策定経緯、審議会名簿、人口デザイン会議開催結果、用語集を掲載しております。

以上で、議案第40号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第40号、第3次対馬市総合計画について討論はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 議案第40号、第3次対馬市総合計画（案）に対する反対討論。

議案第40号に対して、反対の立場で討論いたします。とはいえ、この反対は議案そのものに対してではなく、審議方法が適当でないことが反対の主な理由です。

当初、特別委員会設置の緊急動議を提案予定でしたが、賛成議員を募ることができずこのような形を取らざるを得ないことを申し添えます。

第3次対馬市総合計画は、向こう10年間にも及ぶ対馬市の最上位計画となる重要な計画です。しかも、90ページものボリュームがあります。そのような重要かつ多岐にわたる計画審議を委員会付託を省略し、1議員3回までの質疑に限定される本会議一括採決とすることは、対馬市議会基本条例第6条、議会の位置付けにもとる行為と断ぜざるを得ないと私は思います。

対馬市議会基本条例第6条を朗読いたします。

議会の位置付け。

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係わるさまざまな事件についての意思決定を行う議事機関である。

第3次対馬市総合計画の慎重審議を図るため、下記の形で特別委員会の設置を求めようと思っていました。

1、反対理由。

確かに、この議案については1月30日に議員全員協議会が開催されて、質疑応答の機会が設けられました。しかし、あの議員全員協議会は市長が議会の意見を聞く場であり、この議案を審議する場ではありません。

議員必携第8章、全員協議会には以下のことが記載されています。

首長が意見を聞くための協議会には、問題がある。特に、事前審議型の協議会は、議会と首長が一步はなれて提案と審議、そして議決と執行を分かち合う大統領制の組織原理にももとり、議会の権威を失い、首長の責任体制も否定されることになりかねないものである。

これは議員必携に書いてあることです。

また、以下の観点からも当議案については、特別委員会を設置して慎重に審議するべきである

と思います。

(1) 第2次対馬市総合計画の検証が不十分であること。

(2) 対馬市の最重要計画を審議する上で、本会議では1議員3回までしか質疑できないこと、委員会では実施される議員間討議が本会議では許されないことなどから十分な質疑応答ができない、審議ができない、本会議一括採決はなじまないこと。

(3) 行政側提出所管を鑑みれば、関連では総務文教厚生委員会の付託となるが、産業建設委員会所管の部分も多く含まれていること。

2番、当該特別委員会が扱うべき範疇であったこと。これは先ほど申し上げたように、今回の第3次対馬市総合計画だけではなく、第2次対馬市総合計画の検証をもっとやるべきで、それから新しい計画をつくるべきだというふうに思います。

議員各位には、以上の観点を御高察いただき、第3次対馬市総合計画は、審議不十分との理由から反対をしていただきたいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（春田 新一君） 次に、原案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田 新一君） お座りください。起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第41号

○議長（春田 新一君） 日程第18、議案第41号、対馬市過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） ただいま議題となりました議案第41号、対馬市過疎地域持続的発展計画について、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書は53ページでございます。別冊で、対馬市過疎地域持続的発展計画（案）を添付しております。

本計画は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の

確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とした過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定するもので、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本計画は、第3次対馬市総合計画の下位計画として位置づけ、総合計画との適合性を保ちつつ各種施策を推進するものであり、本計画に掲げる事業につきましては実施する際の財源として過疎対策事業債を充当することが可能となります。

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

本計画の内容でございますが、項目1に「基本的な事項」として、市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況や本計画の基本方針、基本目標、計画期間等を記載しております。

項目2の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から項目13の「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までの12項目については、本特別措置法において市町村計画で定める項目とされているものであり、その項目ごとに現況と問題点、その対策そして事業計画をそれぞれ掲載しております。

項目14には、5か年の事業計画のうち、特別事業分を記載しております。

以上で、議案第41号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第41号、対馬市過疎地域持続的発展計画について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

## 日程第19. 議案第42号

○議長（春田 新一君） 日程第19、議案第42号、辺地に係る公共施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） ただいま議題となりました議案第42号、辺地に係る公共施設の総合的な整備計画について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は55ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政法上の特別措置等に関する法律第3条、第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております内容は、上県町佐須奈辺地、上対馬町泉辺地、比田勝辺地及び浜久須辺地の4辺地に係る計画の変更でございます。

56ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。下線が引いてある箇所が、今回変更する内容でございます。

まず、佐須奈辺地でございますが、佐須奈診療所におけるデジタル画像診断システムの更新事業を追加しております。

57ページの泉辺地、58ページの比田勝辺地、59ページの浜久須辺地の3辺地につきましては、いずれも中央地区簡易水道改良事業費の変更でございます。

以上で、議案第42号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第42号、辺地に係る公共施設の総合的な整備計画について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決をします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。再開を1時5分からとします。

午後0時01分休憩

-----  
午後1時05分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

-----  
**日程第4. 議案第27号**

○議長（春田 新一君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第4、議案第27号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第4、議案第27号を審議することに決定をいたしました。

議案第27号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、質疑の中で確認を必要とする内容がございましたので、公益的法人等について答弁を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） 議案第27号の審議の際に、波田議員のほうから御質問がございました公益的法人の認定について、お答えいたします。

まず、公益的法人につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律で公益的法人についてうたわれております。その中で、対馬市においては規則で派遣先を定めておりますが、認定の有無については必要なく、市が公益的と捉えており、定めていれば問題ないということになっておりますので、特に認定をしているということではございません。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 私の問いに対しての答え、ありがとうございます。今の話では、市が認めればいいということですね。あまりにそれは不透明過ぎるんじゃないですか。市が認めたら公益性があると思うということですか。それとも、市が認めれば何でもありなんですか。そこら辺はどちらなんですか。もう一度、お願いします。

○議長（春田 新一君） 総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） お答えします。

法律の中では、条例等で定める一般社団法人とか地方独立行政法人法に基づく法人とかそういうものがうたわれておりますので、全てにおいてということではございません。個々に、この法律に基づく団体等で、それに基づいて市のほうが認定じゃないですけども、公益性があるということを押えている団体につきましては、規則のほうで定めているというところがございます。

○議長（春田 新一君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 分かりました。そういう中でも、対馬市では公益性と収益性と両方ある部分がたくさんありますよね。その辺も含めまして、先ほどの説明では新たに市が定めればいいのかという考えだという説明ですよね。分かりました。

そういう中で、私はこの議案第27号が云々と言っているわけじゃないんですよ、中身はですね。ただ一言、公益性と言われたとしても幅が広いから確認をしたまでなんです。

そういう中で、今後においてはもう少し分かりやすくしない限りは全てにおいて、対馬市が力を入れる部分を背負ってあると思うんです、一般財団にしてもです。だから、そういった意味も含めますので、その辺を含んでしっかり取扱いをお願いしたいなと重ねてお願いしておきます。

内容はまた個別でお聞きしたいと思いますので、以上で止めておきますがよろしく願いしておきます。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第27号、公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

## 日程第20. 議案第43号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第20、議案第43号、友好都市の提携についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） ただいま議題となりました議案第43号、友好都市の提携について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成21年に海山交流宣言を締結し、現在まで子どもたち及び物産関係で相互間交流を行ってきております熊本県山江村との友好都市の協定書を締結いたしたく、対馬市議会基本条例第10条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

タブレット掲載の参考資料をお願いいたします。

1ページ、2ページには山江村の所在地、地形、世帯数、人口、基幹産業など山江村の公式ホームページから抜粋したものを記載しております。

2ページ下段から3ページにかけては、山江村とのこれまでの交流の経過、4ページには、平成21年12月13日付で締結しております海山交流宣言、5ページで、今回の友好都市協定書（案）を掲載しております。

協定書の内容としましては、海山交流宣言の理念に基づくこれまでの地域間での協力関係を一層進化させ、両市村の持続的な発展と繁栄を目的に締結するとの内容でございます。

なお、協定書の締結予定日につきましては現在調整中ではありますが、山江村で毎年4月に開催されております、やまえつつじ祭りの令和8年度の開催日である4月19日で調整中でございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） このことについては、今締結しようという前から、財部市政時代から付き合いがあるということは重々承知しておりますし、姉妹友好都市締結することについて異論はないところです。ただし、対馬市は、今、何都市と、幾つの都市と友好都市を結んでいるのか。そして、その都市名、それからそれぞれの友好都市との交流の現状はどうなっているのか、そのあたりについて説明を求めます。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。（「それぞれの担当部署でいいですよ」と呼ぶ者あり）

○観光推進部長（平間 博文君） まず、どこと友好都市を締結しているのかという質問に際しまして、こちらのほうで御説明を申し上げます。

まず、岡山県瀬戸内市、滋賀県長浜市は朝鮮通信使関係で旧町時代からの締結をいたしております。岐阜県中津川市、これはヒトツバタゴの関係で友好都市提携をされているというふう聞いております。あと、岡山県総社市と鹿児島県南種子町は赤米連携協定という形で、それと沖縄県の竹富町、こちらはヤマネコの関係で友好都市協定を結んでいる。あと岡山県総社市、こちらが災害時の応援に関する協定を結んでいるというふう聞いております。

以上、私の分かる範囲で、あと国外では釜山影島区と提携、今年20周年を迎えるような形で提携をしております。

私の知る限りでは、以上です。

中国の昆明市とは提携はされておりますが、ここ数十年交流関係は途絶えているというふう聞いております。

以上です。

それぞれの交流の現状につきましては、担当部のほうで説明を申し上げます。

○議長（春田 新一君） 未来環境部長、三原立也君。

○未来環境部長（三原 立也君） 脇本議員からの御質問にお答えいたします。

未来環境部のほうでは、沖縄県の竹富町との交流を続けております。

竹富町とは、希少な野生動物であるヤマネコを縁としまして、平成28年から友好都市協定を締結しております。

これまでの交流の内容といたしましては、まずヤマネコを通じた連携として自然環境や野生動物の保護増殖事業において協力し、生物多様性の保全に向けた知見の共有を行っております。さらに、地域イベントと祭りへの相互訪問による特産品の配布や自治体のPR、次世代を担う子どもたちの環境スタディツアーなど多層な人的交流の促進に努めております。

また、昨年6月の大阪・関西万博の対馬ウィークでは、両自治体は美しい海、美しい島を取り戻すためのブルーアイランド共同宣言を世界に向けて発信しております。最近では、このように海の分野でも連携強化を誓ったところでございます。

それと今年は、今年といたしますか、令和8年は本市と竹富町の友好都市協定締結から10年を迎えますので、そのことを記念いたしまして7月頃に対馬市・竹富町友好都市協定締結10周年記念事業を計画しているところでございます。

今後も引き続き、両自治体の友好を深め、お互いに協力して持続可能なしまづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 教育委員会のほうでは、赤米関係の説明をさせていただきます。

赤米関係での提携を行っておりますのは、岡山県総社市と鹿児島県南種子町の3市町村の関係で、赤米サミットをそれぞれ持ち回りで開催させていただいている状況でございます。2025年、令和7年度につきましては総社市のほうで開催をさせていただいております。

赤米につきましては、赤米大使として相川七瀬さんも就任していただいておりますので、このようなサミットの場におきましては参加をさせていただいております。

令和8年につきましては、サミットの開催が対馬市の予定となっております。

このサミットの関係で、また子どもたちの交流等を行っている状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（春田 新一君） 上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 上対馬振興部では、岐阜県中津川市との天然記念物のヒトツバタゴを縁に、旧上対馬町と恵那郡旧蛭川村との交流が平成6年4月に始まっております。それから平成16年3月に対馬6町が合併し対馬市が誕生し、その後、平成17年2月に旧江名郡旧蛭川村と周辺6町村が中津川市に編入合併し、平成19年11月に本市と中津川市が姉妹都市提携をしております。

子どもたちの交流事業といたしましては、海のない中津川市の蛭川小学校の生徒たちが夏に本市に訪れまして海の交流を行っております。それで対馬市のほうからは、ほとんどこちらは冬に雪が降りませんのでスキーの交流を子どもたちが中津川市のほうに出向いて交流をしております。

それが平成30年度までは実施されておりましたが、令和2年度、3年度、4年度においては、新型コロナウイルス拡大防止によって交流事業が中止しております。

それで令和5年度になりまして、今後の交流について先方の蛭川総合事務所のほうと上対馬振興部のほうで協議をいたしましたところ、先ほど申し上げましたが平成17年2月に旧蛭川村が中津川市に編入合併したことで交流事業に対する財政支援がなくなっており、蛭川地区での、少額ですが交流経費負担を実施していましたが、保護者にとって対馬まで来る交通経費が重くのしかかっている現状であるということなどから、先方から事業の在り方について相談があり、令和5年度においては協議を重ねました。

令和6年度になりまして、本市の対象小学校4校において、比田勝小学校、佐須奈小学校、仁田小学校、佐賀小学校なんですけれども、この交流におけるアンケートをさせていただきました。

その後、令和6年10月に中津川市と今後の交流についてウェブ会議を実施いたしました。先方の上対馬・蛭川交流会長、蛭川小学校長、蛭川総合事務所長と上対馬振興部と学校教育課、比田勝小学校長、佐須奈小学校教頭・仁田小学校長・東小学校長が集まり、ウェブ会議です。いきなり交流が、なかなか経費負担の面から先方のほうが難しいということなので、ウェブ交流

を行うということで令和7年度から実施しております。

対象校は、今年度は比田勝小学校で、ヒトツバタゴを中心とするお互いの地域を把握するという交流学習の一環としてウェブ交流を今実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） すいません。先ほどの釜山影島区20周年という間違った説明をいたしました。締結40周年でございます。

岡山県瀬戸内市と滋賀県長浜市とは、朝鮮通信使に関係する協定を結んでおりますので、お互いの祭り等で交流を進めております。

影島区とは、当然、行政交流セミナー等で毎年行政間の交流も交互にやっております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 友好都市を結んでいるところの交流の現状は、ある程度把握できたところだと思います。

多くの自治体で継続して友好関係を結びながら交流をしているということは分かりましたが、距離の問題もあって中津川市、それから合併をしたということ、財政難ということで直接の交流が中津川市との関係が途絶えてきていると。ただ、ウェブでやろうという形でいろいろと御尽力なさっているのはよく伝わってきました。今後とも友好都市を結んでいるわけですから、こういった形でも新しい形だと思います。ウェブでのやり取りというのも。

ただ、同じように対馬市が合併した当初、財政難だということで中津川市からは毎年来ていたんでいたんですが、こちらからは行っていないという時期もありました。こちら側がまた中津川市のほうに小学生を派遣することで中津川市のほうの体制も変わるかもしれません。ぜひ、本当に部長がおっしゃられたように、それぞれ全然違う環境の子どもたちが交流をする。私も何回もついていきましたし、毎年対馬のほうに来られたときはお世話させていただいていました。ほんとすぐ子ども同士ですから、仲良くなりますし、もう二十歳を迎える頃にもずっと文通をしている。昔は、文通をしているような子どもたちもいらっしゃいました。そして、そのお世話をしている人たちもいまだに年賀状のやり取りとか、草の根の交流を続けています。ぜひ、途絶すことがないように新しい山江村を、またそういった形に発展していただくことを祈念しております。

ぜひ、そのあたり市長、新たに友好都市を結ぶところもそうですが、今までのところもしっかりと交流を続けていくんだということをおっしゃっていただければ関係者も安心するかと思います。いかがでしょうか。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このたび熊本県山江村のほうと海山交流が進んで、今度友好都市協定を結びたいといったようなことで先方からお話がありました。そういうことで、本市といたしましては先ほど部長が説明いたしましたとおり、友好都市を結んでいきたいというふうに考えているところでございますので、議会の皆様も御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、これまで中津川市をはじめ、総社市や南種子町、そして朝鮮通信使によります瀬戸内市、それから長浜市ですかね、そういったところとの交流も今後もこれは切らすことなく、続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。

本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第43号、友好都市の提携について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 同意第1号

○議長（春田 新一君） 日程第21、同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

現教育委員の佐伯康弘氏が、令和8年4月30日をもちまして任期満了となりますので、後任の教育委員として対馬市厳原町在住の播磨孝記氏をお願いするものであります。

同氏は福岡大学を卒業後、対馬市商工会理事、厳原港まつり振興会会長などを歴任し、地域経済の発展と郷土のまちづくりに多大なる貢献をされております。

また、教育面におきましては、対馬市PTA連合会の会長として地域と学校を結ぶ架け橋として、熱心に活動を続けてこられました。保護者の視点に立ち、子どもたちの健やかな成長を願う活動を通じ、教育現場が抱える諸課題に対しても深い洞察と豊富な経験を有しておられます。PTA活動を通じて培われた高い教育的見識は、本市の教育行政をより円滑かつ効果的に推進していく上で、欠くことのできない力になると確信しており適任と考えますので、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、令和8年5月1日から令和12年4月30日までの4年間でございます。

何とぞ御同意のほど、よろしく願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、これから採決をします。

同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。同意第1号は、同意することに決定をいたしました。

---

## 日程第22. 諮問第1号

## 日程第23. 諮問第2号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第22、諮問第1号及び日程第23、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります山岡審司氏及び多田満國氏の任期が、本年6月30日をもって満了となりますので、山岡審司氏の後任として須川正治氏を、多田満國氏の後任として永留和博氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を求めるものであります。

須川正治氏は、上対馬町にお住まいで、公立学校教職員を定年退職され、現在は対馬市役所上対馬振興部の会計年度任用職員として公園の維持管理業務をされております。公立学校教職員として同和問題を研究され、その御経験を生かしより深く人権について学び、人権に関する様々な啓発活動を行っていききたいとのことであります。

永留和博氏は、峰町にお住まいで、公立学校教職員を定年退職され、その後、対馬市教育長として対馬市の教育行政に務められるなど御活躍されております。公立学校教職員として子どものいじめ問題など様々な人権問題について取り組まれており、その御経験を生かし人権擁護委員として相談者の言葉に耳を傾け、誠実に活動に邁進したいとのことであります。

候補者の両氏は、広く社会の実情に精通され人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 2件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

まず諮問第1号、本件は、須川正治氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます、本件は、須川正治氏を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第2号、本件は、永留和博氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、永留和博氏を適任とすることに決定をいたしました。

---

**日程第24. 請願第1号**

○議長（春田 新一君） 日程第24、請願第1号、対馬市立鶏鳴幼稚園の閉園方針に関する地域住民への説明協議徹底を求める請願書を議題とします。

本件は、配付の請願文書表のとおり総務文教厚生委員会に付託します。

---

○議長（春田 新一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時39分散会

---